

【判決研究会】

平成10年11月18日

ギベルティー事件
平成7年3月29日東京高裁判決
平成6年(行ケ)第150号 審決取消請求事件

弁理士 小 谷 武

* 本願商標: Gibelty/ギベルティー(図形)
引用商標: GIBALTI/ギバルティ

* 原告(出願人、審判請求人): 株式会社ギベルティー
被告(審判被請求人): 特許庁

〔審決の要点〕

- (1) 本願商標は、文字と図形とは外観上分離し、概念上不可分一体の関係にはないので、文字部分が要部となるが、「ギベルティ」は意味のない造語であるので、その構成文字に相応して「ギベルティ」の称呼が生ずる。
- (2) 引用商標は、格別の観念の生じない造語商標であるので、その文字に相応して「ギバルティ」の称呼が生ずる。
- (3) 「ギベルティー」と「ギバルティ」とでは、称呼識別上重要な要素を占める語頭音「ギ」と第3音「ル」、第4音「ティ」が共通し、異なる中間音「ベ」と「バ」、語尾音の長音の有無は必ずしも明確に発音されるものとは限らない。
- (4) 「べ(be)」と「バ(ba)」とは子音「b」を共通にし、母音「e」と「a」とは近似し、長音は母音に吸収されるように聴取されるので、これらの相違は全体としての称呼に大きい影響は与えない。
- (5) 両商標は特別の観念のない造語であることとも相俟って、称呼全体として語感語調が近似するので、両商標は称呼上類似する。

〔原告の主張〕

- (1) 本願商標は、婦人服に使用されるので、図形と文字とが切り離されることなく、合体した一つのマークとして使用されるのであり、外観上も看者にとっても一体のものとして認識される。
- (2) 本願商標が、文字部分のみで取引に資されることはほとんどなく、図形部分が本願商標の特質を表わし、半分以上の価値を有する。
- (3) 文字部分についても、両称呼は第2音が異なって居り、字体が異なり、末尾も「ty」「TI」と異なり、大文字、小文字の相違もあるので外観上区別は容易であり混同は生じない。
- (4) 片仮名文字も字体、綴りが異なり、第2音の「バ」と「ベ」とは同じバ行であっても語感が異なっている。「ベートーベン」と「バートーベン」、「バッハ」と「ベッハ」、「ベッド」と「バッド」など。

〔被告の主張〕

- (1) 審決とおなじ。
- (2) 本願商標の文字部分は、原告の商号「株式会社ギベルティー」の略称またはその欧文文字表記に相当するのであるから、需要者らはこれを商品の出所表示標識として容易に認識するので、文字部分が要部となる。

〔判決理由〕

(1) 商標の類否は、商品に使用された商標が外観、観念、称等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきである。(しょうざん事件判決)

(2) 今日のように情報媒体が多様化し、情報量が飛躍的に増大した社会では、世人は多量の情報を識別認識するのに慣れ、個々の情報間の差異に敏感に反応する。

特に、限られた時間内に商品の特徴を訴え、顧客の購買力を喚起しなければならない広告媒体・商品表示等においては、一見して認識可能な図形の持つ情報伝達力が重視され、文字の情報伝達力と比肩するほど大きくなっている。

従って、文字と図形との結合商標にあつては、文字のみをいたずらに重視して図形の持つ情報伝達力を軽んずることは許されず、文字と図形の相互関係を慎重に検討しなければならない。

(3) 本願商標の図形は、Gの飾り文字を記した白色の箱状の台の上に黒猫が尾を立てて横向きに座し、頭部を正面に向けて両眼を光らせているという特徴のある図形であり、指定商品である被服等に用いられた場合、図形部分と文字部分が特に分離して用いられる必然性はなく、両者は一体として用いられることを通常とする。

(4) 図形と文字とを別個のものとして、文字部分に依拠して要部をとらえる考察方法は、前述の社会情勢からすれば、結合商標の商品識別力を正当に評価する方法としては、安易にすぎる。

(5) 「ギベルティ」の文字が特定の観念を持たないことも相俟って、特徴のある図形も需要者らに強い印象を与えるので、「ギベルティ」の称呼も黒猫の図形とともに想起されるのであり、「黒猫の・・・」との観念も生ずると認めて差し支えない。

(6) その上、引用商標とは第2音において差異があり、今日の情報社会における世人の習性と、一般に外国語を思わせる称呼の場合、発音の違いに比較的強い注意を向け、その差異を聴き分けようとする傾向があるとの経験則によれば、両者の称呼が相当に近似していても、称呼の近似性は、外観、観念の相違にかかわらず、総合的整体的に考察して両商標を類似するものとしなければならぬ程度にまで達していると認めることはできない。

【参考判決】

(1) しょうざん事件

最高裁 昭和43年2月27日判決

昭和39年(行ツ)第110号

(2) ラコステ事件

東京地裁 昭和59年12月7日判決

昭和54年(ワ)第8489号

(3) HANSHINクローバー事件

東京高裁 平成2年2月28日判決

平成元年(行ケ)第118号

- (4) 大森林事件
最高裁 平成4年9月22日判決
平成3年(オ)第1805号
- (5) フクロウVOX事件
東京高裁 平成3年3月14日判決
平成2年(行ケ)第168号
- (6) ファミリーセブン事件
東京高裁 平成3年3月19日判決
平成2年(行ケ)第139号
- (7) ドジャース事件
東京高裁 平成4年3月10日判決
平成3年(行ケ)第198号
- (8) ダイナースクラブ事件
東京高裁 平成4年11月25日判決
平成3年(行ケ)第139号
- (9) コンバース事件
東京高裁 平成6年3月31日判決
平成4年(行ケ)第136号
- (10) パンサー事件
東京高裁 平成6年10月25日判決
平成6年(行ケ)第8号
- (11) Bee ALLEN事件
東京高裁 平成6年12月22日判決
平成6年(行ケ)第199号
- (12) ミクロン事件
東京高裁 平成7年3月15日判決
平成6年(行ケ)第64号
- (13) スパ事件
東京高裁 平成8年4月17日判決
平成7年(行ケ)第52号

【審決例】

エルバ	=	エルベ	Cl. 25 (57-18094)
ローバス	=	ローベス	Cl. 17 (59-1673)
スパリオ	=	スペリオ	Cl. 17 (58-2755)
ダイハン	=	ダイヘン	Cl. 9 (3-18931)
パンテリア	×	ペンテリア	Cl. 11 (55-7026)

(260) 商標出願 平 7-88503

(442) 公 告 平 7 (1995) 7月26日

審 判 昭63-14493

(210) 商 願 昭61-42282

(220) 出 願 昭61(1986) 4月25日

(731) 出願人 株式会社ギベルティー

東京都世田谷区等々力3丁目10番1号

(740) 代理人 弁理士 浅野 憲一

審判の合議体 審判長 吉野 日出夫

審判官 川崎 義晴

審判官 宮崎 勝義

審判官 関口 博

審判官 土屋 良弘

(600) 指定商品 17 被服、その他本類に属する商品

(511) [国際分類 5, 9, 10, 16, 17, 20, 21, 22, 24, 25]



登録 871601 [S45. 9. 2]

商標出願 昭 43-32000
公 告

公 告 昭 43. 9. 12

商 願 昭 34 - 28641

出 願 昭 34. 9. 28

抗告審判 昭 35 - 3068

出願人 日東紡績株式会社

福島市郡野目字東1

代理人 弁理士 市川理吉

色彩の印刷を省略したから原本を参照されたい

指定商品 2 6 硝子横縞糸



登録 1151800 [S50. 9. 8]

商標出願 昭 46-20357
公 告

公 告 昭 46. 3. 29

商 願 昭 44 - 65892

出 願 昭 44. 7. 31

連合商標 639249

出願人 ラ・シュミーズ・ラコスト

フランス国パリ市リュエ・ド・カステ

グリオーヌ8

代理人 弁理士 曾我道照 外1名

指定商品 1 7 スポーツシャツ、その他本類に

属する商品



商標登録 1156109 [S50. 9. 25]

商標出願 昭 49-68405
公 告

公 告 昭 49. 11. 25

商 願 昭 47 - 113903

出 願 昭 47. 8. 16

出願人 株式会社ライカ

大阪市都島区都島北通2の8の17

代理人 弁理士 藤田辰之丞 外2名

指定商品 1 7 被服(運動用特殊被服を除く)

布製身回品(他の類に属するものを除く)寝具類(寝台を除く)



(1)

GIBALTI ギバルティ

登録 553482 [S35. 7. 26]

商標出願 昭 34-11686
公 告

公 告 昭 34. 9. 10 出 願 昭 34. 3. 12

商 願 昭 34-7384

しょうざん

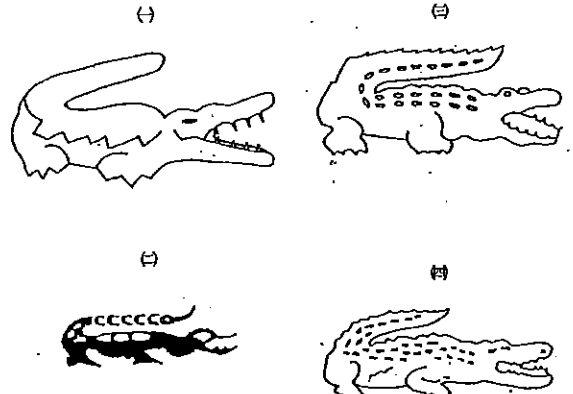
指定商品 26 糸

出願人 近畿織物株式会社 京都市北区

衣笠崎石町47

代理人 弁理士 四方力雄

第二目録(被告標章)ないし(特)



(1) 本願商標

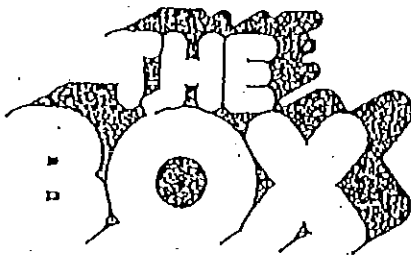


1856899

商標出願
昭 60-61448
公 告 昭 60(1985)9月11日
商 願 昭 58-116435
出 願 昭 58(1983)12月8日
出願人 中山太陽堂興業株式会社
 大阪市西区西本町2丁目6番1.1号
審査官 有坂正昭
指定商品 4 セツけん類、歯みがき、化粧品、香
料類

大 森 林

一 本願商標



登録 1544755 [S57.10.27]

商標出願
公 告 昭 57-2526

公 告 昭 57(1982)1月16日

商 願 昭 50-120376

出 願 昭 50(1975)10月3日

連合商標 403257,518595,1464944

連合商願 昭 47-168831,168836 昭 48-40977
52522 昭 50-88869,99533,120377

出願人 クロバエ株式会社

大阪市東成区中道3丁目15番5号

指定商品 15 糸(縫合糸、釣り糸および脱脂屑
糸を除く)



第一審判決における標準目録

(一)

木
林
森

(二)

木
林
森

登録 1306169 [S52.10.20]

商標出願
公 告 昭 52-10009

公 告 昭 52.2.7

商 願 昭 45-102478

出 願 昭 45.9.26

連合商標 645954

出願人 株式会社ヴォックス

東京都西多摩郡羽村町羽355

代理人 弁理士 谷山守

指定商品 17 被服(運動用特殊被服を除く)
布製身回品(他の類に属するものを除く)寝具
類(寝台を除く)



【商標登録番号】 第2521386号
【登録日】 平成5年(1993)3月31日

商標出願
公 告 平 3-81621

審 判 昭57-2512
商 願 昭64-99298

出 願 昭54(1979)12月29日
出願人 株式会社オーバン

東京都板橋区板橋1丁目9番9号

代理人 弁理士 松田 喬

審判の合議体 審判長 川又 澄雄
審判官 白浜 剛雄
審判官 高橋 久夫
審判官 須藤 祝久
審判官 大場 義則

指定商品 31 調味料、香辛料、食用油脂、乳製
品 (国際分類 1, 5, 29, 30, 31, 32)

登録 659217 [S39. 11. 26]

商標出願
公 告 昭 39-20401

公告 昭 89. 7. 27

出願 昭 37. 8. 29 商願 昭 87-20758

出願人 キュービー株式会社 調布市仙川町2の
5番地7 代表者 中島董一郎
代理人弁理士 猪股清 外8名

指定商品 81

マヨネーズソース、ドレッシング、ケチャップ
ウスターソース、しょうゆ、食酢、酢の素、
ホワイトソース、ラーメンのつゆ、砂糖、氷砂
糖、角砂糖、ぶどう糖、果糖、はち蜜、乳糖、
麦芽糖、水あめ、人工甘味料、粉末あめ

ファミリー

ファミリ子セブン

登録 519338 [S33. 4. 25]

商標出願
公 告 昭 32-18878

公告 昭 32. 11. 28

出願 昭 32. 6. 19 商願 昭 32-17656

【商標登録番号】 第2686603号

【登録日】 平成6年(1994)7月29日

商標出願
公 告 平 5-17089

審 判 昭58-844

商 願 昭53-71256

出 願 昭53(1978)9月27日

出願人 メージャー・リーグ・ベースボール・フ
ロバチーズ・インコーポレイテッド
アメリカ合衆国 ニューヨーク州
10022 ニューヨーク市 パーク・アベ
ニュ350

代理人 弁理士 ジェームス・エス・足立 外1
名

審判の合議体 審判長 吉田 隆志
審判官 山口 毅
審判官 浜島 一孔
審判官 青木 俊司
審判官 門倉 武則

指定商品 30 菓子、パン (国際分類 29, 30,
32)

ファミリ

指定商品 46

獣乳その製品及びその模造品

出願人 守山乳業株式会社 東京都中央区八重洲4の7
代理人弁理士 和久井宏次

登録 1534725 [S57. 8. 27]

商標出願
公 告 昭 56-58903

公 告 昭 56(1981)11月7日

商 願 昭 53-64020

出 願 昭 53(1978)8月30日

出願人 北辰商事株式会社
武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番6号

代理人 弁理士 片山 大

指定商品 30 菓子、パン



Los Angeles Dodgers
ロスアンゼルス ドジャース・1890年

ロチャース

登録 2667873 [H 6. 5. 31]
 商標出願公告 平 5-43525
 公告 平 5 (1993) 4 月 22 日
 審判 昭 57-9621
 商願 昭 53-24414
 出願 昭 53 (1978) 4 月 7 日
 出願人 ザ・ダイナース・クラブ・インコーポレ
 ーテッド
 アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニュー
 ヨーク市 コロンブス、サークル 10 番

代理人 弁理士 湯浅 恭三 外 1 名
 審判の合議体 審判長 宮田 靖次朗
 審判官 土屋 治
 審判官 巻島 豊二
 審判官 鮎條 佑敬
 審判官 佐藤 敏樹

指定商品 17 被服、布製身回品、寝具類 (国
 際分類 5, 9, 10, 16, 17, 20, 21, 22, 24, 25)



登録 2699902 [H 6. 11. 30]
 商標出願公告 昭 58-86816
 公告 昭 58 (1983) 11 月 14 日
 商願 昭 52-87275
 出願 昭 52 (1977) 12 月 13 日
 連合商標 1185668, 1197179, 1289567
 連合商願 昭 52-62019, 87276, 87277
 出願人 エルトラ・コーポレーション
 アメリカ合衆国 ニュージャージー州
 07960, モーリスタウン、コロンビア・ロー
 ド・アンド・パーク・アベニュー

代理人 弁護士 今井 浩 外 5 名
 指定商品 24 運動用特殊靴、その他本類に属す
 る商品

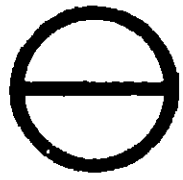


登録 2302669 [H 3. 2. 27]
 商標出願公告 昭 60-64169
 公告 昭 60 (1985) 9 月 24 日
 審判 昭 54-214
 商願 昭 49-156503
 出願 昭 49 (1974) 11 月 27 日
 出願人 鐘紡株式会社
 東京都墨田区墨田 5 丁目 1 7 番 4 号
 審判の合議体 審判長 走尾 武彦
 審判官 須藤 晟二郎
 審判官 小泉 勝義

指定商品 21 装身具、ボタン類、かばん類、袋
 物、宝玉およびその模造品、造花、化粧用具



登録 391726 [S25. 9. 19]
 商標出願公告 昭 25-9497
 公告 昭 25. 5. 19 出願 昭 24. 3. 28
 商願 昭 24-4720



指定商品 36
 被服、手巾、鈕釦及装身用ビンの類
 出願人 糸岡株式会社 大阪市東區淡路
 町 2 の 22
 代理人 弁理士 中尾房太郎

登録 420290 [S28. 1. 17]
 商標出願公告 昭 27-4751
 公告 昭 27. 4. 16 出願 昭 25. 3. 25
 商願 昭 25-6593
 連合商標願書番號 昭 22 { 1040, 1046, 1052, 1058
 1064



指定商品 61
 ゴム靴、ゴム履物其他本類に属する商品
 出願人 東和興株式会社 小樽市潮見
 町 8
 代理人 弁理士 阿部政雄

登録 1447604 [S55. 12. 25]
 商標出願公告 昭 55-19739
 公告 昭 55. 5. 15
 商願 昭 51-58270
 出願 昭 51. 8. 26
 連合商標 1256256
 出願人 世界長株式会社
 大阪市大淀区中津本通 1 丁目 2 番地
 指定商品 21 頭飾品、かばん類、袋物、造花、
 化粧用具



【商標登録番号】 第2714937号

【登録日】 平成8年(1996)6月28日

商標出願 公 告 平 7 - 70006

公 告 平 7 (1995) 6 月 12 日

審 判 平 1 - 14638

商 願 昭 62 - 134971

出 願 昭 62 (1987) 12 月 1 日

連合商標 2186579, 2211524

出願人 大西衣料株式会社

大阪府大阪市東区北久太郎町4丁目53番地

代理人 弁理士 湯上 満好

審判の合議体 審判長 宮田 靖次朗

審判官 吉村 公一

審判官 田中 照雄

審判官 中嶋 容伸

審判官 宮川 久成

指定商品 17 被服、布製身回品、寝具類

〔国際分類 5, 9, 10, 16, 17, 20, 21, 22, 24, 25〕

登録 2718589 [H 8. 12. 25]

(260) 商標出願 公 告 平 7 - 123525

(442) 公 告 平 7 (1995) 11 月 17 日

審 判 昭 61 - 15475

(210) 商 願 昭 52 - 80926

(220) 出 願 昭 52 (1977) 11 月 16 日

(731) 出願人 ミクロン エージー ビール

スイス国 ビール シーエイチ2501

(740) 復代理人 弁理士 大曾 義之 外1名

審判の合議体 審判長 川崎 義晴

審判官 宮崎 勝義

審判官 三浦 芳夫

審判官 飯島 製徳夫

審判官 山田 清治

(500) 指定商品 9 歯車、射出成形用金型、工作機械器具、動力付き手持ち工具、切削工具、超硬工具、ダイヤモンド工具

(511) 〔国際分類 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 28〕

 **MIKRON**

【商標登録番号】 第2722891号

【登録日】 平成9年(1997)8月29日

商標出願 公 告 平 8 - 141503

公 告 平 8 (1996) 12 月 6 日

商 願 昭 61 - 74692

出 願 昭 61 (1986) 7 月 17 日

審 判 平 1 - 7265

出願人 ソシエテ・アノニム・スパ・モノポール・コ

ンパニー・フェルミエール・ド・スパ

バルギー国スパ リュ ラボルテ 34

代理人 弁理士 杉村 暁秀 外1名

指定商品 29 鉱泉水、炭酸水、シロップ、その他の

非アルコール飲料を含む清涼飲料、果実飲料、その他本類に属する商品

〔国際分類 30, 32〕

審判の合議体 審判長 高野 清

審判官 廣田 米男

審判官 湯井 幸一

審判官 宮下 行雄

審判官 井岡 賢一



登録 1730121 [S59. 11. 27]

商標出願 公 告 昭 59 - 21319

公 告 昭 59 (1984) 4 月 2 日

商 願 昭 56 - 50123

出 願 昭 56 (1981) 6 月 9 日

連合商標 681136

出願人 ユニチカ株式会社

尼崎市東本町1丁目50番地

指定商品 17 被服、布製身回品、寝具類

ALLEY

登録 1115153 [S50. 4. 14]

商標出願 公 告 昭 48 - 66529

公 告 昭 48. 12. 19

商 願 昭 46 - 73180

出 願 昭 46. 7. 10

出願人 日本ミネチニアベアリング株式会社

長野県北佐久郡御代田町大字御代田

4106の73

代理人 弁理士 前田清美

指定商品 9 産業機械器具、動力機械器具(電動機を除く)風水刀機械器具、事務用機械器具(電子応用機械器具に属するものを除く)その他の機械器具で他の類に属しないもの、これらの部品及び付属品(他の類に属するものを除く)機械要素

マイクロン

【商標登録番号】 第1540234号

【登録日】 昭和57年(1982)9月30日

商標出願 公 告 昭 56 - 41031

公 告 昭 56 (1981) 8 月 15 日

商 願 昭 48 - 157093

出 願 昭 48 (1973) 9 月 28 日

出願人 株式会社山屋

大阪市南区高津町4番丁54番地の1

代理人 弁理士 藤田 米藏 外1名

指定商品 29 茶、コーヒー、ココア、清涼飲料、果実飲料、水

SPAR
ス パ ー